

閱 覧 図 書

物件名：物品の購入（２）

２－１０号物件：パソコン周辺機器（IT調達）	物品数：	２６	数量：	６０
２－１１号物件：プリンター及び付属品（IT調達）	物品数：	６	数量：	６
２－１２号物件：測定機器（IT調達）	物件数：	２	数量：	２

開札日：令和８年１０月８日

図書内訳

- １ 仕様書（２－１０号物件 ～ ２－１２号物件）
- ２ 入札説明書
- ３ 入札者注意書
- ４ 契約書（案）
- ５ 資格確認事項誓約書兼物品提案書
- ６ 入札書（様式）
- ７ 委任状（例）

近畿中国森林管理局 経理課

仕 様 書

1. 物件番号： 2－10号物件
パソコン周辺機器（IT調達）
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年11月20日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- （1）原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- （2）置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- （3）納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- （4）詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2-10号物件 パソコン周辺機器 (IT調達)

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	三重森林管理署	ディスプレイ	サイズ：15.6インチ 最大解像度：1920×1080 パネルタイプ：ADS（広視野角パネル）、非光沢 タッチパネル入力方式：静電容量方式 タッチパネル通信方式：USB 2.0（フルスピード以上） タッチパネルマルチタッチ：10点对応 映像入力端子：HDMI（ミニ）×1以上、USB Type-C×1以上 付属品：HDMI-HDMI（ミニ）ケーブル、USB-TypeCケーブル、ACアダプター、ケース その他：グリーン購入法適合のもの	IODATA LCD-CF161XDB-MT	3	
2	三重森林管理署	キーボード	対応OS：マルチ 接続方法：Bluetooth(5.0以上) 接続距離：最大10m 給電方法：USB-TypeC 付属品：USBレシーバー（USB Type A）、充電用ケーブル	ロジクール MX KEYS FOR BUSINESS 品番：KX800B	4	
3	三重森林管理署	マウス	接続方法：Bluetooth、USBレシーバー ボタン：8以上（左/右、戻る/進む、スクロールホイール、チルトホイール、ミドルクリック等） カスタマイズ可能ボタン数：6以上 接続距離：最大10m 給電方法：USB-TypeC充電式 サイズ：高さ132.5×幅100×奥行き51.5mm程度 その他：トラックボール型	ロジクール MX Ergo S 品番：MXTB2	4	
4	滋賀森林管理署	ディスプレイ	対応機種：Windowsパソコン サイズ：TFT27型ワイド パネルタイプ：ADS パネル表面処理：非光沢 最大解像度：1920×1080 映像入力端子：HDMI×1以上、アナログRGB×1以上 付属品：電源コード、HDMIケーブル、台座 その他：グリーン購入法適合のもの	IODATA 品番：LCD-A271DB	2	
5	滋賀森林管理署	マウス	接続方法：Bluetooth、USBレシーバー ボタン数：8以上（左/右クリック、進む/戻る、チルトホイール、スクロールホイール、ミドルクリック外） 給電方法：USB-TypeC充電式 その他：トラックボール型	ロジクール MX Ergo S 品番：MXTB2	2	
6	滋賀森林管理署	USBハブ付きモニター台	対応OS：Windows11 コネクタ：USB3.0×1ポート以上、USB2.0×2ポート以上、ACコンセント×2P以上 サイズ：幅1000×奥行260×高さ90mm程度 耐荷重：15kg以上 素材：スチール（エポキシ樹脂粉体塗装と同等のもの）	サンワサプライ 品番：MR-LC206BKN	5	
7	京都大阪森林管理事務所	マウス	対応OS：Windows11 接続方式：Bluetooth ボタン数：5以上（左/右、ホイール、戻る/進む） 給電方法：USBType-C充電式（使用可能日数：175日以上） 読み取り方式：光学センサー方式（ブルーLED） 付属品：USBType-C充電ケーブル	サンワサプライ 品番：MA-EBBS522BK	4	
8	兵庫森林管理署	ディスプレイ	対応機種：Windowsパソコン サイズ：TFT27型ワイド パネルタイプ：ADS パネル表面処理：非光沢 最大解像度：1920×1080 映像入力端子：HDMI×1以上、アナログRGB×1以上 付属品：電源コード、HDMIケーブル、台座 その他：グリーン購入法適合のもの	IO DATA 品番：LCD-A271DB	4	

仕様書内訳

2-10号物件 パソコン周辺機器 (IT調達)

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
9	兵庫森林管理署	キーボード	対応OS：Windows 11、Windows 10 キータイプ：パンタグラフ キー配列：110キー（日本語配列） 接続方法：Bluetooth無線 電波周波数：2.4GHz 帯 電波到達距離：最長10m サイズ：幅436×奥行136×高さ16mm程度	エレコム 品番：TK-PN10FMPAWH	4	
10	兵庫森林管理署	USBケーブル	対応OS：Windows11、10 コネクタ形状：USB-TypeA×1 ポート数：USB-TypeA×4 ケーブル長：10cm程度 通信速度：5Gbps以上	エレコム 品番：U3H-H040XBK	1	
11	兵庫森林管理署	USBケーブル	対応OS：Windows11、10 コネクタ形状：USB-TypeAコネクタメス×1 (USB3.0)、USB-TypeAコネクタオス×1 (USB3.0) ケーブル長：5m程度	サンワサプライ 品番：KB-USB-R305	1	
12	奈良森林管理事務所	マウス	対応OS：Windows11/10 接続方式：USB2.4GHz無線/Bluetooth コネクタ形状：USB-TypeA ボタン数：5以上(左/右、チルトホイール、戻る/進む) 給電方法：単4電池 その他：トラックボール型	エレコム 品番：M-MT1MRSWH	3	
13	奈良森林管理事務所	マウス	対応OS：Windows11/10 接続方式：Bluetooth ボタン数：5以上(左/右、チルトホイールボタン、戻る/進む) 給電方法：USB Type-C充電式 サイズ：(収納時)幅55.8×奥行70.5×高さ27mm程度、(使用時)幅55.8×奥行111×高さ27mm程度 その他：スライド収納式	サンワサプライ 品番：MA-BBS526GY	4	
14	和歌山森林管理署	HDMIケーブル	コネクタ形状：HDMIプラグ-HDMIプラグ 規格：ハイスピードHDMI（イーサネット対応） 対応解像度：4K ケーブル長：2m その他：コネクタ部分が水平垂直方向に180°回転するもの	サンワサプライ 品番：KM-HD20-3D20N	2	
15	広島北部森林管理署	USBケーブル	コネクタ形状：USB3.1Type-Aオス-USBType-Cオス ケーブル長：1.5m以上 対応ワット数：最大15W (5V/3A)程度 その他：高速充電対応	エレコム 品番：USB3-AC15BK	2	
16	広島北部森林管理署	USBケーブル	コネクタ形状：USBType-C-USBType-C ケーブル長：1.5m以上 対応ワット数：最大100W (20V/5A)程度 その他：高速充電対応	エレコム 品番：MPA-CC1G15BK	2	
17	広島北部森林管理署	ディスプレイ	サイズ：75V型ワイド パネルタイプ：液晶 最大解像度：4K (3840×2160) 映像入力端子：HDMI (HDCP2.2対応)×2以上 画面裏設置用ビッチ：4点留 (600×400mm) 画面裏設置用ねじ：M8 その他：グリーン購入法適合のもの	SHARP 品番：PN-M752	1	
18	広島北部森林管理署	ディスプレイスタンド	上記ディスプレイ対応ディスプレイスタンド その他：上下調節可、移動用キャスター付、グリーン購入法適合のもの	ハヤミ工業 品番：PH-827B シルバー	1	

仕様書内訳

2-10号物件 パソコン周辺機器 (IT調達)

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
19	広島森林管理署	ガジェットケース	材質：ナイロン、ポリエステル等の布製 サイズ：幅190×奥行65×高さ130mm程度 質量：76g程度 その他：クッション内蔵	サンワサプライ メッシュガジェットケース 品番：IN-MSBOX1BK	2	
20	広島森林管理署	キーボード	対応OS：マルチ 接続方法：Bluetooth、USBレシーバー 給電方法：USB-TypeC充電式(リチウムポリマー(1500mAh)バッテリー) サイズ：高さ132×幅430×奥行き20.5mm程度 付属品：USBレシーバー、充電ケーブル	ロジクール MX Keys S グラファイト 品番：KX800sGR	3	
21	広島森林管理署	マウス	接続方式：Bluetooth ボタン数：5ボタン (左/右、ホイール (スクロール)、戻る/進む) 給電方法：USB-TypeC充電式 付属品：充電用ケーブル	サンワサプライ 品番：MA-EBBS522BK	1	
22	近畿中国森林管理局	機器カバー	サイズ：幅2400×奥行1500mm程度 形状：風呂敷状 その他：帯電防止処理が施されているもの	サンワサプライ マルチカバーI 品番：SD-91N	1	
23	近畿中国森林管理局	マウス	サイズ：165～180mm程度の手の平に適合するもの ボタン数：5以上 接続方式：Bluetooth(R)無線 給電方法：アルカリ乾電池 その他：左手用	エレコム 品番：M-XGM31BBSKBK	1	
24	近畿中国森林管理局	マウス	サイズ：165～180mm程度の手の平に適合するもの ボタン数：5以上 接続方式：Bluetooth(R)無線 給電方法：アルカリ乾電池	エレコム 品番：M-XGM30BBSKBK	1	
25	近畿中国森林管理局	USBケーブル	コネクタ形状：USB Type-C-USB Type-C ケーブル長：2m 対応ワット数：最大240W (USB PowerDelivery EPR対応のもの)	エレコム 品番：U2C-CCPE20NBK	1	
26	近畿中国森林管理局	HDMIケーブル	コネクタ形状：HDMI Type-Aオス-HDMI Type-Aオス コネクタ規格：HIGH SPEED with ETHERNET (HDMI Ver.1.4、カテゴリ2対応)準拠 対応解像度：3DフルHD、4K 対応チャンネル：ARC、HEC ケーブル長：10m その他：コネクタ部ラッチロック (抜け止め)機構が内蔵されているもの	サンワサプライ 品番：500-HDMI012	1	
計					60	

納付先一覧表

2－10号物件 パソコン周辺機器（IT調達）

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
三重森林管理署	519-0116	三重県亀山市本町 1－7－1 3	050(3160)6110	
滋賀森林管理署	520-2134	滋賀県大津市瀬田 3－4 0－1 8	050(3160)6115	
京都大阪森林管理事務所	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 1 0 2 京都農林水産総合庁舎	075(414)9822	
兵庫森林管理署	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今宿 1 0 0－1	050(3160)6170	
奈良森林管理事務所	630-8035	奈良県奈良市赤膚町 1 1 4 3－2 0	050(3160)6150	
和歌山森林管理署	646-0011	和歌山県田辺市新庄町 2 3 4 5－1	050(3160)6120	
広島北部森林管理署	728-0012	広島県三次市十日市中 2－5－1 9	050(3160)1000	
広島森林管理署	730-0822	広島県広島市中区吉島東 3－2－5 1	050(3160)6145	
近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1－8－7 5	050(3160)6700	

仕 様 書

1. 物件番号： 2-11号物件
プリンター及び付属品（IT調達）
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納付先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年11月20日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- (1) 原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- (2) 置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- (3) 納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2-11号物件 プリンター及び付属品（IT調達）

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	島根森林管理署	プリンター（付属品を含む）	解像度：標準1200×2400dpi以上 用紙サイズ：最大297×420mm(A3) 階調：256階調(1670万色)以上 メモリー容量：4GB以上 ストレージ容量：3.6GB以上 オプション：専用スタンド 搬入作業：搬入設置作業あり 搬入場所：松江地方合同庁舎6階島根森林管理署(エレベーターあり)	富士フイルム 本体 ApeosPrint C4570 品番:NC100646 専用スタンド 品番：EC104179	1	
2	島根森林管理署	トナーカートリッジ	上記プリンター対応トナーカートリッジ ブラック 純正相当品とする	富士フイルム ApeosPrint C4570対応トナーカートリッジ ブラック 品番：CT203883	1	
3	島根森林管理署	トナーカートリッジ	上記プリンター対応トナーカートリッジ シアン 純正相当品とする	富士フイルム ApeosPrint C4570対応トナーカートリッジ シアン 品番：CT203884	1	
4	島根森林管理署	トナーカートリッジ	上記プリンター対応トナーカートリッジ マゼンタ 純正相当品とする	富士フイルム ApeosPrint C4570対応トナーカートリッジ マゼンタ 品番：CT203885	1	
5	島根森林管理署	トナーカートリッジ	上記プリンター対応トナーカートリッジ イエロー 純正相当品とする	富士フイルム ApeosPrint C4570対応トナーカートリッジ イエロー 品番：CT203886	1	
6	近畿中国森林管理局	プリンター（付属品を含む）	両面印刷対応カラー及びモノクロプリンター サイズ（外寸）：幅620×奥行720.5×高さ699mm以内 対応用紙サイズ：A3～A5、B4、B5、リーガル、レター、郵便はがき、その他（幅100～297 mm×長さ148～431.8 mm程度） 給紙容量：（標準トレイ）600枚以上×2段、（手差しトレイ）110枚以上 オプション：スタンド 搬入作業：搬入設置作業あり 搬入場所：近畿中国森林管理局2階局長室（エレベーターあり）	富士フイルム 本体 ApeosPrint C4570 品番：NC100646 専用スタンド 品番：EC104179	1	
計					6	

納付先一覧表

2－11号物件 プリンター及び付属品（IT調達）

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
島根森林管理署	690-0841	島根県松江市向島町 1 3 4 番 1 0 松江地方合同庁舎 6 階	050(3160)6130	
近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1－8－7 5	050(3160)6700	

仕 様 書

1. 物件番号： 2－12号物件
測定機器（IT調達）
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年11月20日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- （1）原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- （2）置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- （3）納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- （4）詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2－12号物件 測定機器（IT調達）

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	近畿中国森林管理局	GNSS受信機	GNSS：稼働中の複数の衛星・複数の周波数を同時追跡可能であること (GPS、BDS、GLONASS、Galileo、QZSS、SBAS等) 電力特性：低消費電力設計 バッテリー：内蔵リチウムイオンバッテリー 連続運用：約18時間以上 高速RTA初期化対応：可 初期化の信頼性：99%以上 データ更新レート：～20Hz データ補正情報：RTCM、CMR系補整データ対応 出力データ：NMEA-0183出力対応 その他：持ち運びに適した質量、サイズのもの	ジオサーフ T100 Pocket	1	
2	近畿中国森林管理局	距離測定器	形状：単眼鏡型レーザー距離計 距離計測範囲：550m以上（反射板なし、樹木・岩等の自然目標物に対して） 距離計測精度：±1.0m以内 傾斜角計測範囲：±89°以上、精度±0.5°以内 樹高計測機能（三角法による自動計算）及び水平距離計測機能を有すること 倍率：6倍以上 対物レンズ有効径：21mm以上 視野角：7.5°以上 質量：300g以下（電池含む） 使用温度範囲：-10℃～+50℃ 電源：市販電池（CR2またはCR123A等）使用可能なもの 付属品：キャリングケース、取扱説明書（日本語版） その他：防水性能（防まつ・防滴相当以上）を有し、メーカーがカタログ等で公表していること	ニコン Forestry Pro II J	1	
計					2	

納付先一覧表

2－12号物件 測定機器（IT調達）

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1－8－7 5	050(3160)6700	

令和 8 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 3 月 31 日

農 林 水 産 省

農林水産省は、地球温暖化問題や廃棄物問題など環境問題の解決には、大量生産、大量消費及び大量廃棄を前提とした生産と消費の構造の転換により、経済社会を環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成が不可欠とする観点から制定された、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）の取組を推進するため、農林水産省における「令和 8 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を同法第 7 条第 1 項の規定に基づき定め、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の令和 8 年度における調達の目標

令和 8 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

特に、農林水産省においては、再生産可能な資源である木材を有効に利用するため、これまで間伐材等を利用した備品や消耗品の導入及び公共工事における木材利用の促進を図ってきたところであるが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）の趣旨や「農林水産省木材利用推進計画」（令和 4 年 4 月改定）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。通称、「クリーンウッド法」）に基づき、間伐材や合法伐採木材等の利用を一層推進するとともに、バイオマス製品の調達など、環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

1 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙	調達を実施する場合は、調達目標は 100% とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	調達を実施する場合は、調達目標は 100% とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は 100% とする。

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン	2 段階の判断の基準が設定されているクリアーホルダーの調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 55%、基準値 2 の調達目標は 45% とする。 2 段階の判断の基準が設定されているクリアーファイルの調
--	--

鉛 筆	達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 99 %、基準値 2 の調達目標は 1 %とする。
スタンプ台	2 段階の判断の基準が設定されているバインダーの調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 31 %、基準値 2 の調達目標は 69 %とする。
朱 肉	その他の調達を実施する場合は、調達目標は 100 %とする。
印章セット	事務用封筒（紙製）及びファイル（紙製）の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品とする。
印 箱	
公 印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定 規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー（汎用型）	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース	
（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	

デスクマット ＯＨＰフィルム 絵 筆 絵の具 墨 汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり （澱粉のり）（補充用を含む。） の り （固形）（補充用を含む。） の り（テープ） ファイル（クリアーホルダー及び クリアーファイルを除く。） クリアーホルダー クリアーファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額 縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名 札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
--	---

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	コピー機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。 複合機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は89%、基準値2の調達目標は11%とする。 拡張性のあるデジタルコピー機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------------------	--------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。 電気冷蔵庫、テレビジョン受信機の調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする
---	---

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	業務用エアコンディショナーの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は86%、基準値2の調達目標は14%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	ガス温水機器及び石油温水機器の調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は99%、基準値2の調達目標は1%とする。 その他の調達を実施する場合（器具の形状により、不可能な場合を除く。）は、調達目標は100%とする。
---	---

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	小型貨物車の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は64%、基準値2の調達目標は36%とする。 乗用車用タイヤの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は33%、基準値2の調達目標は67%とする。 小型バス、バス等、トラック等及びトラクタの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

13 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14 制服・作業服等

制服 作業服	制服の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は66%、基準値2の調達目標は34%とする。
-----------	---

帽子 靴	作業服の調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は７９％、基準値２の調達目標は２１％とする。 帽子の調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は６９％、基準値２の調達目標は３１％とする。 靴の調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は１００％とする。
---------	---

１５ インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛 布 ふとん ベッドフレーム マットレス	カーテン、タイルカーペット、ふとんの調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は１００％とする。 毛布の調達を実施する場合は、基準値２の調達目標は１００％とする。 布製ブラインドの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。 なお、ベッドフレームの調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
---	---

１６ 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合（防蜂手袋及び防振手袋を除く。）は、調達目標は１００％とする。
------	---

１７ その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	ブルーシートの調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は１００％とする。 集会用テントの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
---	---

１８ 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機及びテレワーク用ライセンス、地中熱利用システムの調達の予定はない。Web会議システムの調達の予定は４件。その他の調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
---	--

テレワーク用ライセンス Web会議システム 地中熱利用システム	
---------------------------------------	--

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛 布 作業手袋 テント ブルーシート 備蓄用作業服 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	災害備蓄用飲料水の調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 88%、基準値 2 の調達目標は 12%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
--	---

20 公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。 なお、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であり、かつ間伐材又は合法性が証明された木材等（小径丸太材や建築工事における製材等）のいずれかを満たすものの率先利用、伐採材の当該施工現場における有効利用を行う。 また、合板型枠（間伐材や合法性が証明された木材等を使用した型枠）、直交集成板 (CLT) 及び木材・プラスチック再生複合材製品の調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
------	--

21 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理	省エネルギー診断の調達の予定はない。 印刷の調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 37%、基準値 2 の調達目標は 63%とする。 食堂については、原則として、基準値 1 の基準を満たす食堂を率先して調達する。基準値 1 は、基準値 2 を満たした上で、下記の①から③のいずれかを満たすもの。
---	--

植栽管理 加煙試験 清 掃 タイルカーペット洗淨 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	① 飲食物の提供に当たって、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれら農産物を原料とする加工食品を取り扱うこと。 ② 飲食物の提供に当たって、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を取り扱うこと。 ③ 飲食物の提供に当たって、環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 自動車専用タイヤ更生の調達の手当は3件。
--	---

2.2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 環境物品等の選択に当たっては、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
 さらに、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに即した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努める。
- OA機器、家電製品等の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
- 環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

III その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 本調達方針は全ての部局（地方機関を含む。）を対象とする。
- 調達の実績は、毎年各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 特定調達物品等の調達に当たっては、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
 さらに、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに即した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努める。
- 調達を行う地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
- 本調達方針に基づく担当は大臣官房参事官（経理）とする。

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする))。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあつては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物 品 売 買 契 約 書（案）

1. 品 名 _____号物件 _____

規 格 別紙明細書のとおり

2. 数 量 //

3. 売 買 代 金 ¥ , , . -

(うち消費税及び地方消費税額¥ , . -)

4. 納 付 場 所 別紙明細書のとおり

5. 納 付 期 限 令和 年 月 日

6. 契約保証金 免 除

7. 特 約 事 項 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり

上記のとおり売買することについて、買受人を甲とし売渡人を乙として、下記条項によって売買契約を締結することとしたので、その成立を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

買受人（甲）（住所）大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

（氏名） 支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長
上口 直紀

売渡人（乙）（住所）

（氏名）

条 項

(物品の納付)

第1条 乙は、頭書の売買物品（以下「物品」という。）を納付したときは直ちにその旨を甲又は納付場所の長に通知しなければならない。

(物品の納付および検査)

第2条 甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）は、甲又は納付場所の長が前条の通知を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ規格、品質、形状、数量等に関し検査を行うものとする。

2 検査職員は、乙が検査を立会しないときは、乙の不在のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

(検査不合格の場合の措置)

第3条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあつたときは、納付期限内または甲が別に指定する期限内に代品と引替納付して検査を受けるものとする。

2 前項の場合における納品及び検査については、前条の規定を準用する。

3 第1項の場合における納品が当初の納付期限をこえてなされたときは、甲は、第8条に規定する違約金を徴収する。ただし、甲が前条の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

(天災その他不可抗力による納付期限の延長)

第4条 乙は、天災その他不可抗力により納付期限内に物品を納付できないときは、その事由を詳記し所轄官公署の証明書等を添付して甲に納付期限の延長を請求することができる。

2 前項の請求について甲が正当と認めたときは、納付期限を延長することができる。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、検査職員が検査の結果合格と認めたときに乙から甲に移転するものとする。

(一般的損害)

第6条 物品の引き渡し前に物品に生じた損害その他物品の納付にあたり生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（代金の支払）

第7条 乙は、第2条の規定による検査に合格したときは、所定の手続にしたがって売買代金（以下「代金」という。）の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

4 甲は、甲の責に帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息が100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（履行遅滞における違約金）

第8条 乙は、自己の責に帰する事由により納付期限内に物品を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該物品に対する代金に対して年3%の割合で計算した金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

（検査の遅延）

第9条 甲は、自己の責に帰する事由により第2条（第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数（以下「検査遅延日数」という。）を約定期間の日数から差し引くものとする。

2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものとし、甲はそのこえる日数に応じ、第7条第4項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第10条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約内容の変更）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、契約内容を変更することができる。この場合において、甲は、

必要があると認められるときは物品の納付期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品納入の中止)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、物品納付の中止内容を乙に通知して、物品納付の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により物品の納付を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、物品の納付期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が物品の納付の続行に備え物品の納付の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第8条第1項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が所有権移転後1年以内に発見された場合は、乙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第2条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第13条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 債務の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができな

い。

(発注者の任意解除権)

第17条 甲は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納付期限内に物品の納付を完了することができないとき。

(2) 納付した物品に契約不適合があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により契約内容が変更されたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第12条の規定による物品納付の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納付が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（延滞金）

第23条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

（債権債務の相殺）

第24条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第25条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第

8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額のほか、年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったと

き。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第27条 この契約について紛争を生じたときは、甲乙協議して定める第三者の仲裁によって解決するものとする。

(契約外の事項)

第28条 この契約について、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服を示したとき、その他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

以 上

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(買受人をいう。以下同じ。)は、乙(売渡人をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

資格確認事項誓約書兼物品提案書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 殿

住 所

社 名

氏 名

担 当 者 : 住 所

部署氏名

連絡先

令和8年8月21日付入札公告「2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項」について誓約するとともに、令和8年10月8日開札の物品の購入（2）（ 号物件）に基づく物件を下記のとおり提案します。

また、落札した場合には、納付期限内に下記物件を納品できることを確約します。

記

- ☐ 全ての物品について「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。
- ☐ 一部の物品を別紙のとおり提案します。その他の物品は「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。
- ☐ 全ての物品を、別紙のとおり提案します。
- ☐ 提案した物品が却下された場合は「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。

※該当する提案内容を上記から1つ選択のうえ☑を入れること。

※「全ての物品について「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。」以外を選択する場合は、資格確認事項誓約書兼物品提案書の添付資料として任意様式で比較資料を作成し、添付すること。

※「例示品として同等のもの」がグリーン購入法適合品で適合品以外のものを提案する場合は必ず理由を記載すること。

※「例示品として同等のもの」以外の物品が提案されたとき、国家サイバー統括室においてサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断された場合には、提案を却下し資格のない者として扱う。なお、上記判断には、10営業日程度を要する場合がある。

※提案した物品の変更については、書類等提出期限内に限る。

<作成例>

(_____ 号物件)

物品 番号	仕様書		提案物品	
	品質・規格	例示品として同等のもの	品質・規格	提案物品
・ 物品番号を記載する。	・ 仕様書内訳の「品質・規格」を記載する。	・ 仕様書内訳の「例示品として同等のもの」を記載する。	・ 提案物品の「品質・規格」を仕様書と比較出来るように記載する。 ・ 例示品がグリーン購入法適合品であってグリーン購入法適合品以外のものを提案する場合は、必ず理由を記載すること。	・ メーカー ・ 物品名 ・ 型番

提案物品の詳細については、別添カタログのとおり。

※ 作成にあたって物品番号毎に仕様書の品質・規格と提案物品の品質・規格が比較出来るように整理し、根拠資料としてカタログ等を添付すること。

初・再回	順 位
	落 ・ 不落

入 札 書

物件名：物品の購入（2） 号物件

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記金額に 10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入札者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

- ◎ 応札の前にもう一度確かめましょう。
- （１）氏名は洩れていませんか。
 - （２）入札金額は入札しようとする物件のものですか。
 - （３）金額に桁違い等の誤りはありませんか。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代理人

(件名) 令和8年10月8日開札
物品の購入(2) : 号物件 に関する件。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日